

○令和元年台風第 19 号で被災をしたことによる**国民健康保険料の減免**について

【対象者】

令和元年台風第 19 号で被災した自治体（災害救助法の適用市町村）に住所を有し、住家が床上浸水以上の被害を受けた組合員

※国民健康保険料の減免対象となる組合員

- ①組合員の住家が風水害等の災害により全壊（3カ月の保険料免除）
- ②組合員の住家が風水害等の災害により半壊（2カ月の保険料免除）
- ③組合員の住家が風水害等の災害により床上の浸水（1カ月の保険料免除）

【申請方法】

「国民健康保険料免除承認申請書」に添付書類（罹災証明書等）をつけて所属支部支部窓口へ提出します。

※罹災した月以降の保険料が対象になります。

○令和元年台風第 19 号で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて

※4月以降に一部負担金の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で

「一部負担金免除証明書」の提示が必要となります

【対象者】

- (1)令和元年台風第 19 号で被災した自治体（災害救助法の適用市町村）に住む埼玉土建国保組合の被保険者（組合員及び家族）
- (2)令和元年台風第 19 号により、医療機関等窓口で、次のいずれかの申立てをした者。
 - ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である場合
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

【免除期間等】

2019年10月12日から2020年9月末までの診療、調剤及び訪問看護。

※入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は免除の対象になりません。

【免除証明】

申請により、一部負担金等免除証明書を発行します。

罹災証明書等の（コピー）を添えて所属支部事務所でお手続きください。

【問い合わせ先】 保険料：資格課 TEL 048-864-4381
一部負担金：給付課：TEL 048-839-0071